

令和8年度 実施方針の策定の見通しについて

令和8年4月

松山市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第1項の規定に基づき、または、準じて、下表のとおり実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針の策定時期	担当課
新南クリーンセンター整備事業	【予定】 設計・建設: 5年間 維持管理・運営: 20年間	新南クリーンセンターの設計・建設・維持管理・運営	松山市市坪西町1000番地1	【予定】 令和8年8月	環境部 清掃施設課 電話:089-948-6901